



27江監第433号
平成27年11月16日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤 貫造
同	小出 功
同	若林 しげる
同	石川 邦夫

平成27年度第2回定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に基づいて行った監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 27 年度第 2 回定期監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

- (1) 平成 26 年度一般会計
- (2) 平成 26 年度国民健康保険会計
- (3) 平成 26 年度介護保険会計
- (4) 平成 26 年度後期高齢者医療会計

2 監査の対象部（局・室・所）

政策経営部、総務部、危機管理室、地域振興部、区民部、福祉部、生活支援部、健康部（保健所）、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

3 監査の実施期日

平成 27 年 6 月 4 日から同年 9 月 2 日までの計 37 日間

第 2 監査の手続

平成 26 年度各会計歳入歳出予算の執行状況についての資料を対象部（局・室・所）から求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、深川南部保健相談所、環境学習情報館、水辺と緑の事務所及び日光高原学園の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は、工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、豊洲シビックセンター、北砂水上公園、豊洲駅地下自転車駐車場及びみどり幼稚園の現場視察を行った。

第 3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうか

ついて実施した。

また、平成 27 年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

第 4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められたが、一部において別項指摘事項のような事例が認められたので、今後の事務処理を改善されたい。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に対し、口頭で改善を促した。

第 5 指摘事項

1 要綱改正を適正に行うべきもの（健康部保健予防課）

江東区里帰り出産等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）は、区内の妊婦が里帰り等の理由により東京都が妊婦健康診査を委託する医療機関以外の国内の医療機関又は助産所において妊婦健康診査を受診する際に要する費用を助成することにより、妊娠及び出産に伴う経済的負担の軽減を図り、もって妊娠期の母子の健康を守ることを目的として、助成対象者からの申請に基づき、第 4 条に規定する額（以下「助成上限額」という。）と実費負担額のうち、いずれか低い額を交付することとしている。

また、助成上限額については、東京都における妊婦健康診査の公費負担単価（以下単に「公費負担単価」という。）をその額として定めることとしている。

今回の監査で、保健予防課が処理を行っている里帰り出産等妊婦健康診査受診費助成金に係る歳出事務について確認したところ、平成 26 年度における公費負担単価に変更があったにもかかわらず、交付要綱の一部改正が行われないまま、本来改正後となる新たな額により助成金の交付が行われており、結果として、助成上限額と実際に交付された助成金の上限額との間に齟齬が生じていた。

要綱は、事務処理を進めていく上での指針・基準を定めるものであり、適正な一部改正等の対応を欠いた事務の執行は、区政に対する区民の信頼を著しく損ねるものである。

今後は、要綱策定の意味を改めて銘記するとともに、必要となる一部改正

等の手続について、迅速かつ確実な処理を行われたい。

2 占用料の計算を適正に行うべきもの（土木部河川公園課）

江東区立都市公園条例（以下「条例」という。）に規定する占用料は、「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。」旨定める都市公園法第6条第1項の規定により公園の占用の許可を受けた者から区長が徴収することとなっており、その徴収方法については、江東区立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に詳細規定が置かれている。

今回の監査で、河川公園課が処理を行っている江東区立都市公園の占用料に係る歳入事務について確認したところ、次のような事例が認められた。

ア 占用料の額について、占用物件の占用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する旨規則において規定されているものの、許可第26-88号に係る江東区立若洲公園の公園占用許可において占用面積の1平方メートル未満の端数を切り捨てて占用料の額を計算したため、825円が過小に徴収されていた。

イ 許可第26-113号に係る江東区立仙台堀川公園の公園占用許可において、作業全日の延占用面積204平方メートルで占用料の額を計算すべきところ、当該面積に占用日数である3日をさらに乗じたため、13,464円が過大に徴収されていた。

これら占用料の取扱いは、規則の規定に違背するとともに、区政に対する区民の信頼を著しく損ねる不適正な歳入事務処理である。

今後は、公園占用許可に当たり適正な審査を行うことはもちろん、占用料計算の基礎となる条例及び規則の適用に当たっては誤りのないよう万全を期されたい。

第6 監査委員意見

本年度は、現金取扱事務（現金出納簿の整理等）を重点監査項目として監査を実施した。

その結果、各課においては、法令等に従い、おおむね適正に現金取扱事務が行われていることを確認した。

しかしながら、一部の課において、現金出納簿自体がそもそも作成されていない事例、現金出納簿が正確に記帳されていない事例及び日々現金出納簿の点

検を行っていないと思われる事例が見受けられた。

これら事例は、金銭出納員及び資金前渡受者に対して、現金出納簿（以下「出納簿」という。）を備え、現金の出納を整理しなければならない旨定める江東区会計事務規則（以下「規則」という。）の規定（第 82 条第 4 項・第 118 条・第 119 条）に違背するものである。

中でも、出納簿への記帳に当たり、出納の日付や数値の誤記載が訂正されな
いままとなっているものが散見されたところであり、各課においては、出納簿
に関し「出納の都度整理しなければならない」とする規則の規定に則して、出
納簿の残高と現金の有り高との確認作業を日々確実に行われたい。

出納簿作成の意義は、出納の計数を整理することによりの確な決算を確保す
ると同時に、事務の実態の把握によって不正や事故等の未然防止に資する点に
あり、区の公金の出納、管理に対する不適正な事務処理は、区民の信頼を著し
く損ねる結果ともなりかねない。

監査事務局では、これまでも監査講評に際し繰り返し出納簿の作成、整理等
について注意喚起を行ってきているところであるが、各課においては、改めて
現金管理は会計処理の基本であるとの認識に立ち返り、確実かつ正確な現金取
扱事務を執行されるよう強く要望する。